〇一次対策掘削後に実施した二次調査ボーリング結果

表 二次調査での廃棄物十分析(溶出量試験 重金属等)結果一覧

衣 一次嗣軍	I C UJ発	来彻工刀们	一个百里武型	史 里 本 禹	守/祏未一	見		
項目				溶出量	溶出液			
試料·地点名·深度				重金属等 砒素 ふつ素 ほう素			рН	EC
特別管理産業廃棄物基準値				0.3	_	_	_	_
環境基準値				0.01	0.8	1	_	_
(参考:指定基準値)				_	-	_	-	_
定量下限値				0.005	0.08	0.05	_	_
単位			採取日	mg/L	mg/L	mg/L		mS/m
県H24-ケ-3	-n1	1~10	1/29	1	0.57	1	10.0	65.1
	-n2	0.9~9.9	1/30	ı	0.59	1	8.9	59.4
	-n4	1~6.2	1/31	-	0.66	-	9.3	70.7
	-n6	0.9~7.8	1/30	-	0.36	-	9.5	73.9
	-n8	1~7.8	1/31	-	0.45	-	8.5	20.4
県H24-ケ-3	-n8	0~9	1/8,24,2/1	-	-	-	-	-
							6.0~ 6.3	0.103~ 0.207

特別管理産業廃棄物基準値: 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月 総理府令第5号,改正平成18年12月環境省令第36号)

環境基準値: 土壌の汚染に係る環境基準について 付表(平成3年環境庁告示46号,改正22年環告

37号) ■:埋立判定基準値超過

■ND:定量下限值未満

: 環境基準値超過

-:分析対象外

■:(環境基準値/混合数)を超過(個別試料分析を実施) なお、速報値であるため、正式な報告書では数値が変わる場合があります。 表 二次調査での廃棄物十分析(溶出量試験 重金属等)結果一覧

衣 一人嗣国	こでの発	来彻工刀机	(冷山里武器		守/ 祏禾一			
項目				溶出量	溶出液			
試料・地点名・深度				重金属等			рН	EC
特別管理産業廃棄物基準値				0.3	- J. J. J. J. K.	- IS 7 N	_	_
環境基準値				0.01	0.8	1	_	_
(参考:指定基準値)				_	_	_	_	_
定量下限値				0.005	0.08	0.05	_	_
単位			採取日	mg/L	mg/L	mg/L		mS/r
県H24-ケ-3	-n1	1~4	1/29	-	0.56	-	9.1	31.5
		4~7	1/29	-	0.83	-	9.2	62.5
		7~10	1/29	-	0.52	-	10.4	85.5
	-n2	0.9~3.9	1/30	-	0.58	-	8.7	95.2
		3.9~6.9	1/30	-	0.59	1	8.9	44.3
		6.9~9.9	1/30	-	1.1	-	8.8	41.9
	-n4	1~4	1/31	-	0.78	-	9.4	103
		4~6.2	1/31	-	0.61	-	8.5	22.1
	-n6	0.9~7.8	1/30	-	-	-	-	-
	-n8	1~4	1/31	-	0.64	-	9.2	22.5
		4~7.8	1/31	-	0.38	-	8.1	21.5
県H24-ク-3	-n8	0~9	1/8,24,2/1	-	-	-	-	_
							6.0 ~ 6.3	0.103

特別管理産業廃棄物基準値: 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月 総理府令第5号, 改正平成18年12月環境省令第36号)

環境基準値: 土壌の汚染に係る環境基準について 付表(平成3年環境庁告示46号,改正22年環告 37号)

■:埋立判定基準値超過

■ND:定量下限值未満

■:環境基準値超過

-:分析対象外

: (環境基準値/混合数)を超過(個別試料分析を実施)

なお、速報値であるため、正式な報告書では数値が変わる場合があります。

表 二次調査での廃棄物土分析(含有量試験 重金属等)結果一覧									
項目				全含有試験(混合試料)			含有量試験		
				重金属等			ダイオキシン類		
試料·地点名·深度				砒素	ふっ素	ほう素	メイオイノ大規		
	特別管理産業廃棄物基準値			-	_	_	3.000		
環境基準値				I	I	I	1,000(250)		
(参考:指定基準値)				(150)	(4,000)	(4,000)	_		
元	定量下限値			0.5	40	10	_		
	単位			mg/kg	mg/kg	mg/kg	pg-TEQ/g		
	-n1	1~10	1/29	-	74	ı			
県H24-ケ-3	-n2	0.9~9.9	1/30	-	99	1	_		
	-n4	1~6.2	1/31	-	100	1	-		
	-n6	0.9~7.8	1/30	-	81	-	-		
	-n8	1~7.8	1/31	-	98	-	-		
県H24-ク-3		0~9	1/8,24,2/1	-	-	-	12		

特別管理産業廃棄物基準値: 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年 2月, 総理府令第5号)

環境基準値:ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土 壌の汚染に係る環境基準 別表(改正 環境省告示第46号平成14年7月22日)

なお、ダイオキシン類の()内の数値は、詳細調査が必要とされる指標値(平成11年環境庁告示第68

(参考:指定基準値): 土壌汚染対策法施行規則 別表第三(平成14年12月, 環境省令第29号)

ダイオキシン類以外の項目は、試験方法が環告第19号とは異なり全含有量試験を実施していること から、指定基準値は参考値扱いとした。

: (土壌における)詳細調査の指標値超過

:参考・指定基準値を超過

なお、速報値であるため、正式な報告書では数値が変わる場合があります。

